

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県消防学校が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 福島県消防学校長 境野 浩義

2 入札に付する事項
公告に示すとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
公告に示すとおり。なお、参加資格制限期間中の者は、調達契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請け（物品購入契約にあっては仕入先又は卸し先。以下「仕入先等」という。）となることは認められていない。応札製品について該当が無いことを確認のこと。
※福島県出納局入札用度課ホームページでの参加資格制限情報に注意すること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第 3 号様式。以下「確認申請書」という。）を、下記 5 の(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認申請をすること。

5 入札書の提出期限等

(1) 確認申請書の提出期限及び提出場所

ア 提出期限：令和 7 年 5 月 9 日（金）午後 5 時 15 分まで

イ 提出場所：福島県消防学校 総務課

なお、申請書類は郵送を可とするが期限までに必着のこと。

(2) 入札書及びその添付書類の提出日時及び提出場所

ア 提出日時：令和 7 年 5 月 14 日（水）午前 10 時 00 分

イ 提出場所：福島県消防学校 会議室

なお、郵送による入札は、不可とする。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日 時：令和 7 年 5 月 14 日（水）午前 10 時 00 分

イ 場 所：福島県消防学校 会議室

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（第 6 号様式）に必要とする事項を記載し、指定日時及び場所へ持参し提出すること。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書（第 4 号様式）の写し

イ 委任状（第7号様式） ※代理人が出席し、入札する場合

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 入札書には、1 リットル当たりの単価を小数点第2位（銭の位）まで記載すること。ただし、当該単価は調達物品の本体価格のほか、輸送費等納入に要する一切の諸経費を含めて見積ること。

なお、この入札による契約は、入札者が入札書に記載した金額を契約金額（単価）とし、支払金額は、契約金額（単価）に購入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

なお、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

なお、押印を省略する場合は、上記イと同様。

7 入札保証金

福島県財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。

8 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記5の(3)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札に先立ち、入札者は上記6の(2)で指定する書類の確認を受けるものとする。

(3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

(4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。なお、入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

(5) 初回入札が無効（ただし、下記11の(5)～(7)に該当する場合を除く）となった者は、再度入札に参加できないものとする。

(6) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合、1回に限り再度入札に付することができるものとする。

9 入札心得

(1) 入札者は、仕様書等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第1号様式）により福島県消防学校（電話：024-593-1251、FAX：024-593-2990）に令和7年5月7日（水）午後5時15分までに説明を求めることができる。

質問書に対する回答は、入札説明書等に関する回答書（第2号様式）により福島県消防学校

ホームページに掲載する方法による。

(2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人又はその代理人が出席して入札書を提出することを原則とする。

(3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

(4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

(5) 入札者は、次のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。

ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(7) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。

(8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

10 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札

(2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札

(3) 委任状を持参しない代理人のした入札

(4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札

(5) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない入札も含む）

(6) 金額を訂正した入札

(7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札

(9) 明らかに連合（談合）によると認められる入札

12 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札した者を落札者とする。

ただし、施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。

- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が 2 人以上あるときは、「別記 2」により、入札書に記載したくじ番号で落札者を定める。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約をすることができる。

13 契約保証金

- (1) 落札者は、契約単価に予定数量を乗じた額に 100 分の 110 を乗じて得た金額（1 円未満切り捨て）の 100 分の 5 以上の額（1 円未満切り捨て）の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第 229 条第 1 項各号（別記 1）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

14 契約書等の作成

- (1) 単価購入契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から 7 日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格に関する事項のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

15 契約条項は、単価購入契約書(案)及び財務規則による。

16 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
 - (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
 - (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
 - (7) 1 件 500 万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (8) 1 件 300 万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に 100 分の 10（建設工事又は製造以外にあつては 100 分の 5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
 - (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡しが拒絶されるおそれがないと認められるとき。
 - (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
 - (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
 - (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 2 前項第 5 号の場合において、当該契約の相手方が当該契約に関して当該契約の相手方と同種の営業を営み、かつ、県内に主たる営業所を有する者で契約権者が確実であると認めるものを連帯保証人として立てるときは、同項第 5 号中「100 万円未満」とあるのは、「300 万円未満」と読み替えるものとする。

別記 2

入札におけるくじ

条件付一般競争入札の開札の結果、落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上ある場合は、「くじ」により落札者を決定する。

1 入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。

なお、記入がない場合は、有資格コードの下3桁の数値が記載されたものとみなす。

2 くじの手順

(1) 有資格者コードの小さい者から順にくじ番号（0、1、2…）を付与する。

(2) 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。

(3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)のくじ番号の入札参加者を落札者とする。

【例】入札参加者3名が同額入札の場合

(1) 有資格者コード順にくじ番号を付与する。

A社 （有資格者コード 100980021）…… くじ番号 0

B社 （有資格者コード 100980142）…… くじ番号 1

C社 （有資格者コード 100982293）…… くじ番号 2

(2) くじの数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。

A社 （くじの数 123） 合計（123+072+452=647）

B社 （くじの数 072）

C社 （くじの数 452） 余り（647÷3=215…余り2）

(3) 落札者の決定

落札者は、余りの2と一致するくじ番号であるC社

入札説明書等に関する質問書

令和 年 月 日

福島県消防学校長

入札参加者 住 所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 職 ・ 氏 名

電 話 番 号 (- -)
ファクシミリ (- -)

案件名	白灯油単価購入契約 予定数量 61,000リットル
質 問 事 項	

入札説明書等に関する回答書

令和 年 月 日

福島県消防学校長

案件名	白灯油単価購入契約 予定数量 61,000リットル
質 問 事 項	
回 答 事 項	

条件付一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

福島県消防学校長

$$(\overline{\tau} \quad -)$$

住所

(ふりがな)

商号又は名称

代表者職・氏名

電話 番 号 (— —)

F A X 番 号 (— —)

(作成担当者職・氏名)

令和7年4月28日付けで公告ありました調達契約に係る入札参加資格の確認を受けたいので、入札参加に必要な資格要件等について下記のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違なく、かつ、地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当していないことを誓約します。

記

- 1 参加希望品名 白灯油 61,000リットル

- 2 物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿 登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--

- 3 物品購入（修繕）競争入札参加有資格者にかかる参加資格制限の有無

有 • 無

- 4 福島県内の支店又は営業所の名称等 ※申請者の住所が福島県内の場合は記載不要

(1)名称:

(2)住 所:

(3)電話 番 号:

(4) F A X 番 号:

条件付一般競争入札参加資格確認通知書

令和 年 月 日

様

福島県立消防学校長 印

先に申請のありました条件付一般競争入札参加資格については、下記のとおり確認したので、お知らせします。

記

案件名 及び数量	白灯油単価購入契約 予定数量 61,000リットル	
本公告に係る	有	
入札参加資格	無	
の 有 無	入札参加資格が ないと認めた 理由	

- ※1 入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を
求めることができます。
- 2 この確認通知書は、入札書の開札日に入札執行者から入札参加資格を確認するため提示を
求められますので、開札日に必ず持参してください。

入 札 書（見 積 書）

1 リットルあたり

金 額 (税抜)	千	百	拾	円	拾銭	銭
-------------	---	---	---	---	----	---

品 名 白灯油単価購入契約
予定数量 61,000リットル
納入場所 福島県消防学校
納入期間 契約の日から令和8年3月31日まで

くじの数

--	--	--

上記のとおり入札(見積)いたします。

令和7年5月14日

住 所

商号又は名称

※1 代表者職・氏名
(代理人氏名)

印
印)

福島県消防学校長

※押印を省略する場合のみ余白に記載

本件責任者

氏名

所属部署名

連絡先(電話番号)

本件事務担当者

氏名

所属部署名

連絡先(電話番号)

注) 1 入札書として使用する際は、見積書を二重線で消し込むこと。(見積書として使用する場合は、入札書を二重線で消し込むこと。)

2 1リットルあたりの単価(消費税を除く)を記入すること。

3 金額の文字の頭に、¥を付すこと。

4 金額は、小数点第2位(銭の位)まで記入すること。記入していない場合は「ゼロ」とみなす。

5 再度入札(見積)の場合は、入札(見積)書の前に「再」と記入すること。

6 くじの数は、同額入札による「くじ」に使用する。任意の3桁の値を記入し、空欄をつくらないこと。(012のように0(ゼロ)を記載する。記入がない場合は、有資格者コードの下3桁の数値が記載されたものとみなす。)

7 ※1において押印を省略する場合にのみ、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

委 任 状

私は都合により下記の者を代理人と定め下記事項を委任します。

記

令和 7 年 5 月 1 4 日に執行される 「白灯油単価購入契約」 の入札及び見積に関する一切の権限

令和 年 月 日

福島県消防学校長 様

委任者	住 所 商号又は名称 代表者職氏名	印
受任者	職名又は住所 氏 名	印

(代理人が出席する場合に必要)